

1. Copyright とは

著作権のこと。また著作権とは著作者が著作物に対してもつ「表現に対する権利」のこと。著作権には、経済的な利益を得るための財産権という側面とその創作したという名誉的な権利という2つの側面がある前者を狭い意味での著作権、後者を著作者人格権という。著作者人格権には、「公表権」「指名表示権」「同一性保持権」がある。公表権は著作者が創作したものを何らかの手段を用いて公表する権利。指名表示権は公表されたときに著作者の指名が表示される権利。同一性保持権は、無断で改変されたものを公表されない権利。財産としての著作権は譲渡可能で著作権を持っている主体を著作権者という。現存の著作物の内容的表現形式を維持しつつ外面的表現形式を変更することを翻案という翻案により創作された著作された物をもとの著作物の二次的著作物と言う。二次的著作物を作るにはもとの著作物を翻案する権利が必要とする。また、に二次的著作物自体にも1つの著作物となる。

2. PDS (Public Domain Software) とは

PDS とは著作者が著作権を放棄したソフトウェアのこと。利用者が自由に修正や第三者に配布することができる。

3. フリーソフトウェアとは

著作権者が著作権を保持していますが、商用以外の一定の条件のもとで無償で利用できるソフトウェアである。

4. Copyleft とは

コピーレフト (copyleft) とは、著作権 (copyright) に対する考え方で、著作権を保持したまま、二次的著作物も含めて、すべての者が著作物の利用・再配布・改変できなければならないという考え方である。

5. 著作権フリーとは

著作権使用料を払わずに使えるソフトウェアのこと。著作権フリーのソフトウェアについては、著作権使用以外の権利は自由に使えない場合が多いので注意が必要。

6. シェアウェアとは

本来は売り物ですが試用期間は無料で使うことができるソフトウェアのこと。購入しない場合は速やかにコンピュータから削除しなければならない。

7. GNU プロジェクトとは

GNU (/gnju : / グニュー、グヌー) は UNIX 互換のソフトウェア環境を全てフリーソフトウェアで実装するプロジェクト。

8. GPL とは？

GNU プロジェクトが提唱するフリーソフトウェアのライセンス。ソフトウェアとそれを使用するユーザーに、使用、複製、変更、再頒布などの自由を与えることを最大の目的とし、徹底しているのが特徴。

Free Software Foundation (FSF) がソフトウェアにさまざまな自由を与える権利として提唱している「Copyleft」の概念、それを保証するためのライセンスが GPL である。GNU プロジェクトの成果物は、そのほとんどが GPL により配布されている。このライセンスの主な特徴として、以下のようなものが挙げられる。

ソフトウェアは必ずソースプログラムとともに頒布、複製される。もしソースプログラムを付けずに配布する場合は、ソースプログラムを確実に入手できる手段を提供することが義務付けられる

ソフトウェアを、使用、複製、変更、頒布したり、新しいフリーソフトウェアの一部として利用できること

変更、改良されたソフトウェアは GPL に従って頒布されること

プログラムの全部あるいは一部を用いて作られたソフトウェアは GPL に従って頒布されること

基本的に無保証であり、そのソフトウェアが原因でトラブルが生じても作者に責任はないこと

9. LGPL とは？

LGPL とは、コピーレフトの考えを導入した GNU のライセンスのことである。以前は「Library GPL」の名称で呼ばれていた。

LGPL は GPL (GNU General Public License) をベースとしているが、LGPL の元で公開されたソースを利用したソフトウェアを開発しても、その独自開発部分のソースコードの公開を強制しないという特徴を持っている。

10. 自分で開発したソフトウェアとデータを公開する際の注意を列挙しなさい

日本の著作権法はベルヌ条約の無方式主義であるので方式主義の国でも著作権が保護されるように「Copyright、著作権者名、最初の発行年」を付けておく

損害無保障表明(DISCLAMER OF DAMEAGES)を付けておく。